

附 属 资 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

令和4年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の給料表別、級別人員数	35

2 職種別民間給与実態調査関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	42
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	43
第18表 民間における初任給の改定状況	43
第19表 民間における家族手当の支給状況	44
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	44
第21表 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	45
第22表 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	45

3 生計費及び労働経済指標関係

令和4年4月の標準生計費算定方法の概要	46
第23表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	47
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	47
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	48
第24表 労働経済指標	49

1 職員給与実態調査関係

令和4年度職員給与実態調査の概要

令和4年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

令和4年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成28年3月15日付け総事第296号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			16,931	4,702	2,074	3,206
知事			4,061	3,628		18
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			6	6		
代表監査委員			17	17		
教育委員会	本庁等		335	163		81
	県立高等学校等		3,371	247		3,106
	市町村立小中学校		6,720	309		
人事委員会			16	16		
警察本部長			2,369	280	2,074	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人 6,511	人 191	人 26	人 120	人 101
3	171	26	118	97
81	8			2
18				
6,409			2	
	12			2

第2表

給料表別

区分		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
		職員数(人)	16,931	4,702	2,074	3,206
		扶養親族数(人)	13,959	3,679	2,523	2,866
職員一人当たり平均		給料月額(円)	5,907,729,200	1,498,307,100	666,729,900	1,195,581,400
		給料の調整額(円)	20,316,095	696,000	90,000	10,271,305
		教職調整額等(円)	125,983,980			43,413,204
		給料の特別調整額(円)	99,914,200	34,494,800	6,506,400	11,790,800
		扶養手当(円)	146,595,000	37,701,500	24,249,500	30,446,000
		地域手当(円)	4,551,371	2,167,471	272,608	25,884
		諸手当(円)	263,238,561	62,767,306	28,635,676	46,799,806
		給与総額(円)	6,568,328,407	1,636,134,177	726,484,084	1,338,328,399
		給料月額(円)	348,929	318,653	321,470	372,919
		給料の調整額(円)	1,199	148	43	3,203
		教職調整額等(円)	7,441			13,541
		給料の特別調整額(円)	5,901	7,336	3,137	3,677
		扶養手当(円)	8,658	8,018	11,692	9,496
		地域手当(円)	268	460	131	8
	諸手当(円)	15,544	13,349	13,807	14,598	
	給与月額(円)	387,940	347,964	350,280	417,442	
扶養親族数(人)	子	0.61	0.54	0.85	0.68	
	(特定期間にある子)	0.23	0.21	0.16	0.26	
	子以外	0.21	0.24	0.36	0.21	
	計	0.82	0.78	1.21	0.89	
	年齢(歳)	43.0	40.8	37.6	45.0	
	経験年数(年)	21.2	19.9	17.1	22.4	
	修学年数(年)	15.2	14.2	14.0	15.8	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
6,511	191	26	120	101
4,578	176	26	80	31
2,395,296,800	67,661,200	11,929,900	40,330,800	31,892,100
8,951,590		158,000	60,000	89,200
82,570,776				
44,545,200	1,295,700	724,900	556,400	
50,965,000	1,797,000	221,000	855,500	359,500
		2,085,408		
112,528,729	2,478,428	6,347,000	2,697,883	983,733
2,694,858,095	73,232,328	21,466,208	44,500,583	33,324,533
367,884	354,247	458,842	336,090	315,763
1,374		6,076	500	883
12,681				
6,841	6,783	27,880	4,636	
7,827	9,408	8,500	7,129	3,559
		80,208		
17,283	12,976	244,115	22,482	9,740
413,890	383,414	825,621	370,837	329,945
0.56	0.60	0.46	0.51	0.28
0.26	0.27	0.08	0.21	0.12
0.14	0.32	0.54	0.16	0.03
0.70	0.92	1.00	0.67	0.31
45.4	43.5	43.1	43.3	39.5
23.0	20.7	18.6	20.2	17.0
15.9	16.0	17.9	15.8	15.5

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務の級	計	級別																										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政職	1	960					22		1		33	1			28		8	3	34	3	14	3	40	3	33	4	88	2	
	2	683							1				3	1	28	5	45	10	53	8	43	9	52	9	29	10	49	8	
	3	529											1					1			5		5	2	14	1	12	2	
	4	986																											
	5	936																											
	6	250										1			1	1													
	7	252	1																										
	8	74																			1	4		7	4	3	2	2	4
	9	29						1	1	2				2	2	5	6	4	4			1				1			
	10	3	3																										
公安職	1	328			18		1		7	1	23		4		22	1			37		32	2	28		2	1	51	2	
	2	332																				10		2		40	1		
	3	403														1		1		5		2		5		3			
	4	548														2									2		1		
	5	345																											
	6	51																											
	7	40																											
	8	17																											
	9	10																											
教育職(1)	1	190	1								1				1		1			1	2								
	2	2,680	20		1		26		1	1	19		6	1	12	1	8		21		22	1	20	1	22	3	10	8	
	特2	87																											
	3	160																											
	4	89																				2		2		1	1	2	7
教育職(2)	1																												
	2	5,419													110		8	2	127	1	11	2	105	2	18	11	67	4	
	特2	157																											
	3	500																											
	4	435																					5	17	55	69	57	42	26
研究職	1	10																										4	
	2	54																		3				3		1	2	1	
	3	96																				2		1	1	1			
	4	27																											
	5	4																										1	

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
29	7	116	7	31	4	96	7	30	3	79	4	47	13	57	6	52	7	31	4	5	1	1		1	1	1					
35	10	51	5	41	8	24	3	30	5	20	2	11	5	8	4	7	2	2		5	3	2	2	1	3	1		2		3	
35	3	14	5	21	7	16	5	20	2	18	2	11	7	19	9	19	4	23	6	13	3	14	10	16	8	22	9	11	5	11	
1	1	1		2		4	2	7	1	4	1	6	6	10	6	16	3	24	15	22	6	26	15	32	4	30	13	29	13	33	
																						2		4	1	6	1	5	4	7	
																						1	2	11	26	16	15	16	65	26	26
		4	33	84	27	15	14	5	3	15	6	8	8	3	2	9	1	2	4		5	1		1							
6	10	6	5	4	3	5	2	1		2	2				1																
6	2	53		2	3	11	1	4		3	1	2		1		1		1	1	1					1						
6	3	38	4	6	4	26	3	12	2	27	3	6		19	1	8	2	19	2	9	2	18	3	4	4	10	4	8		9	
13		4	1	7		3	2	19		6	1	15	2	6	2	12	3	10	1	14	4	18	2	20	2	12	3	23	2	17	
				3		1		9	1	2	1	2	1	3	2	5	2	8	3	12	1	4	3	8	1	4	2	11	4	11	
																				1	2	7	5	1	6	6	6	3	10	4	7
																											1	3	9	7	3
																2	6	5	3									1			
			8	2																											
		2		2		1		1		2	1	2		1		2		2	1					1	2		1	1	1	1	3
20	6	19	3	23	2	25	6	17	7	22	7	18	6	21	9	17	7	18	4	15	6	19	1	17	5	22	3	18	5	16	
																								2			1	1	2	6	11
4	13	4	7	15	11	5	5	4	2	4																					
36	6	49	11	57	12	48	6	64	10	47	12	49	10	42	12	45	9	34	17	32	9	40	17	39	6	43	15	35	9	35	
																															1
14	20	20	16	19	16	6	11	6	4	32																					
						2	1	1		1			1																		
7	1	6		1		3	1	2		1		2		2	2	1		4		1			1	2	2				2		
	1			1		1			1			1	1			3				1				3	1	2					
																							1		1		4	7	4	1	3
	1		1		1																										

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
				1	1		1										1														
1		1	1	3	2	1		4			3		1	1	2						1					3					
20	8	11	10	14	3	8	4	4				1	2	23																	
25	23	34	19	25	17	23	16	17	26	120																					
3	1																	1													
10	2	7	4	2	2	8	3	8	2	4	1	3	3	2		2	1	3	2	3	2	4	2			3	1	3	5	4	3
4	3	5	8	5	4	8	3	6	4	7	8	3	5	8	2	4	2	29													
	1		1	1	4	5	2	6	2	7																					
3	2	4	1	2	1	2	4	4	3	1	2	1	2	5	1	2	2	7		1	2	2	2			1		1	2	1	
23	16	21	18	26	16	31	20	26	16	30	19	29	27	30	15	22	28	37	28	27	22	25	19	26	28	16	28	29	26	34	
1		4	2	7	20	14	6	10	2	5	4	2	4	5	1																
34	15	34	10	22	14	25	10	23	15	25	14	30	10	29	18	23	9	27	24	27	18	38	16	43	27	19	24	29	20	37	
3	3	5	5	8	2	8	12	16	15	5	7	6	7	3	5		2	3	2	2										1	
25	14	14	11	17	12	43																									
1	1	2			2	1	1	2	2		4	2	1	21																	

給料表	職務の級	号給																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
行政職	1																													
	2								2																					
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
	10																													
公安職	1								1																					
	2																													
	3																													
	4	4	5	3	4	2	9	7	59																					
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
教育職(1)	1	1	3	1	3	2	1	3	4	3	1	4	2	1	1		3									1		1	1	
	2	20	31	7	27	13	28	16	34	21	24	16	35	29	60	25	48	28	56	51	39	34	38	44	28	19	26	11	41	
	特2																													
	3																													
教育職(2)	1																													
	2	23	32	39	30	29	36	44	42	32	44	31	51	33	55	34	62	26	51	38	77	32	72	43	81	50	92	73	104	48
	特2																													
	3																													
研究職	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													

給料表	職務の級	号給																										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
医療職(1)	1	1																					1					
	2	13				1			2				3		1				2		1							1
	3	3																										
	4	9																										
医療職(2)	1																											
	2	15								1	3				2	1		3						2				1
	3	22													3	1	2	1	2	1	1							1
	4	17																										
	5	54																										
	6	7																										
	7	5																										
医療職(3)	1																											
	2	24										3	3				4				5							2
	3	30										1		1			1		2			1	3				1	
	4	15																										
	5	29																										
	6	3																										

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
																								2							
						1														1										1	
					1																							2			
2																															
		2		1			1			1	1	1				1												1			
								2		1		2				1		1		3					1		1				
										3			2		1		1									2	1		2		
																								1	1	2	2			1	
3	1						1																								
				1	1	1	3					1																			
		1	1	1	1	2	1	2		1		1								1	1					1					
																	1							1		1		2			
																								1				1	1	1	
																					2	1									

給料表	給 号 職務 の級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
		医療職(1)	1																												
	2																														
	3																														
	4				1	1		4																							
医療職(2)	1																														
	2																														
	3																														
	4	1									1			1																1	
	5		1	1			2	2		1			2	1	1	1	1		1	1			2		2						1
	6																														
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3		1																							1					
	4				1					1		1				1					1										
	5				1								1	1						1	1	1	1			3	1				
	6																														

給料表	給 号 職務 の級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
		医療職(1)	1																												
2																															
3																															
4																															
医療職(2)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														

第4表

給料表別、級別、

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
					19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
行政職	計	4,702人		21	35	33	53	126	165	153	134	130	144	130	108	113	99	76	82	77	63	53	57		
	1	960		21	35	33	53	126	165	153	134	130	78	18	8	4				1					
	2	683											66	112	100	108	99	50	43	34	16	6	11		
	3	529														1		26	38	41	46	46	41		
	4	986																				1	5		
	5	936																							
	6	250																					1	1	
	7	252																		1					
	8	74																							
	9	29																							
10	3																								
公安職	計	2,074		18	30	28	37	61	55	68	58	75	49	64	49	66	47	62	75	48	60	62	60		
	1	328		18	30	28	37	61	55	56	12	18	2	4	2	1		1		1	1				
	2	332								12	43	50	38	42	34	31	22	21	25	7	4	2			
	3	403								3	7	9	17	12	31	23	34	34	32	35	37	31			
	4	548												1	1	3	2	6	16	8	20	23	29		
	5	345																							
	6	51																							
	7	40																							
	8	17																							
	9	10																							
教育職(1)	計	3,206		1		1	2	23	25	29	30	39	46	45	62	52	52	49	56	59	50	53	63		
	1	190		1		1	2	3		2	2	3	5	2	2	3	5	3	7	4	3	8	7		
	2	2,680						20	25	27	28	36	41	43	60	49	47	46	49	55	47	45	56		
	特2	87																							
	3	160																							
4	89																								
教育職(2)	計	6,511						110	137	131	124	115	135	130	107	94	102	101	100	69	72	69	84		
	1																								
	2	5,419						110	137	131	124	115	135	130	107	94	102	101	100	69	72	69	84		
	特2	157																							
	3	500																							
4	435																								

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
70	80	84	81	112	107	114	118	147	119	147	190	175	184	157	159	165	120	131	125	141	123	1	40.8 歳	
	1																						23.8	
10	6	3	2	3	1	1		4		2	1	1	1				1			1	1		30.9	
54	51	49	29	26	13	10	7	6	5	2	5	5	11	4	5	1	2		2	1	2		38.7	
6	21	32	50	82	83	94	88	83	59	77	97	61	49	26	14	20	11	8	9	7	3		46.3	
				1	10	8	23	52	47	55	71	89	100	104	100	64	52	56	40	33	30	1	51.6	
	1							1	8	11	11	10	12	9	21	36	26	23	29	28	22		54.1	
								1			5	8	11	13	17	33	18	32	30	44	39		55.5	
														1	2	11	9	8	13	16	14		56.6	
												1					1	4	2	9	12		57.7	
						1															2		53.3	
73	55	72	52	54	67	48	53	38	32	31	37	27	26	44	38	41	25	41	53	52	43		37.6	
													1										22.4	
1																							28.5	
37	19	15	7	6	8	1	3	1			1												34.4	
34	32	46	28	34	39	24	21	14	11	12	16	9	8	17	16	15	7	11	20	13	12		43.7	
1	4	11	17	14	20	22	26	20	18	15	16	13	14	20	15	14	11	15	17	27	15		49.3	
						1	3	3	3	4	3	4	2	4	4	6		2	4	2	6		52.0	
											1	1	1	2	3	3	6	5	5	7	6		55.8	
														1		3	1	5	3	3	1		56.1	
																		3	4		3		57.3	
68	80	72	83	102	108	119	112	114	129	126	126	121	108	135	141	135	124	119	94	123	130		45.0	
7	9	4	11	12	7	5	7	12	17	5	4	9	3	6	2	3	1	1			2		40.5	
61	71	68	72	90	101	114	105	102	106	110	106	93	88	108	111	101	83	87	67	84	78		44.1	
														1	9	9	14	11	11	17	15		56.3	
									6	11	16	19	17	20	15	17	17	6	7	4	5		52.3	
																4	5	9	14	9	18	30	57.2	
84	97	85	109	101	114	115	128	147	169	227	265	282	282	272	350	331	336	344	344	347	302		45.4	
84	97	85	109	101	112	109	122	133	140	184	191	210	215	207	265	241	231	242	234	238	189		43.7	
					2	6	6	14	10	15	23	13	5	4	9	5	8	6	17	11	3		51.0	
									19	28	51	56	55	48	44	47	43	40	28	23	18		52.6	
												3	7	13	32	38	54	56	65	75	92		56.4	

給料表	年齢 職務 の級	計	18 歳未 満	18 歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
研究 職	計	191 人						4		3		5	4	8	9	4	5	7	6		6	4	1
	1	10						4		3		2	1										
	2	54										3	3	8	9	4	5	7	5		4	3	
	3	96																	1		2	1	1
	4	27																					
	5	4																					
医療 職 (1)	計	26												2	3	2	3	1	1				
	1	1												1									
	2	13												1	3	2	3	1	1				
	3	3																					
	4	9																					
医療 職 (2)	計	120								5	3	5	3	3	3	4	2	1	2	3	1	3	1
	1																						
	2	15								5	3	5	1	1									
	3	22											2	2	3	4	2	1	2	2	1		1
	4	17																	1			3	
	5	54																					
	6	7																					
	7	5																					
医 療 職 (3)	計	101						1	7	4	3	3	3	3	2	3	1	4	5	3	2	2	3
	1																						
	2	24						1	7	4	3	3	3	1				1				1	
	3	30												2	2	3	1	3	5	3	2	1	3
	4	15																					
	5	29																					
	6	3																					
全給料表	16,931		40	65	62	92	325	389	393	352	372	384	385	343	338	311	301	327	259	254	246	269	

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	平均年齡		
1	3	3	5	2	4	4	8	8	4	2	8	3	7	8	7	7	2	10	10	8	11		43.5 歲		
																								23.9	
1	2																							31.0	
	1	3	5	2	4	4	8	8	4	2	8	3	7	8	7	4	2	5	6					48.1	
																3		5	3	7	9			57.4	
																			1	1	2			58.3	
				1		1		2				1	1			1		1		1		5		43.1	
																								28.0	
				1								1												32.7	
						1		2																45.3	
													1			1		1		1		5		59.1	
1	4	3	2	1	4	6	3	1	2	2	7	2	4	4	5	7	4	2	8	7	2			43.3	
																									25.3
	1																		1					32.4	
1	3	2	1		1						3		1							1				42.2	
		1	1	1	3	6	3	1	2	2	4	2	3	4	5	6	3	2	2	2	1			50.0	
																1	1		3	2				56.6	
																			2	2	1			57.8	
2	2	4	1	2	1	3	2	2	2	2	1		2	2	5	3	6	4	2	2	2			39.5	
																									25.4
1	1		1			1									1									34.3	
1	1	3		1	1	2		1	1		1				1		1	1						45.1	
		1		1			2	1	1	2			2	2	3	3	5	2	2	1	1			51.9	
																		1		1	1			57.7	
299	321	323	333	375	405	410	424	459	457	537	634	611	614	622	705	690	617	652	636	681	613	6		43.0	

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	職務の級						
計	人員数	16,931 人	13,105 人	747 人	3,076 人	3 人	15.2 年
	構成比	100.0 %	77.4 %	4.4 %	18.2 %	0.0 %	— %
行政 職	計	4,702	2,548	167	1,984	3	14.2
	1	960	438	105	417		14.0
	2	683	433	55	195		14.7
	3	529	284	4	239	2	14.2
	4	986	416	2	567	1	13.7
	5	936	522	1	413		14.2
	6	250	166		84		14.7
	7	252	190		62		15.0
	8	74	67		7		15.6
	9	29	29				16.0
	10	3	3				16.0
	構成比	100.0 %	54.2 %	3.6 %	42.2 %	0.0 %	—
公 安 職	計	2,074	972	129	973		14.0
	1	328	99	28	201		13.4
	2	332	178	21	133		14.3
	3	403	206	42	155		14.3
	4	548	291	26	231		14.2
	5	345	158	9	178		13.9
	6	51	22	2	27		13.8
	7	40	15		25		13.5
	8	17		1	16		12.1
	9	10	3		7		13.2
	構成比	100.0 %	46.9 %	6.2 %	46.9 %		—
教育 職 (1)	計	3,206	2,987	100	119		15.8
	1	190	79	49	62		14.2
	2	2,680	2,574	51	55		15.9
	特2	87	86		1		16.0
	3	160	160				16.0
	4	89	88		1		16.0
	構成比	100.0 %	93.2 %	3.1 %	3.7 %		—
教育 職 (2)	計	6,511	6,199	312			15.9
	1						
	2	5,419	5,144	275			15.9
	特2	157	145	12			15.8
	3	500	488	12			16.0
	4	435	422	13			15.9
	構成比	100.0 %	95.2 %	4.8 %			—

給料表	学歴 区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	職務の級						
研究職	計	191 人	189 人	2 人			16.0 年
	1	10	10				16.0
	2	54	54				16.0
	3	96	94	2			16.0
	4	27	27				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	99.0 %	1.0 %			—
医療職 (1)	計	26	26				17.9
	1	1	1				18.0
	2	13	13				18.0
	3	3	3				18.0
	4	9	9				17.8
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職 (2)	計	120	106	14			15.8
	1						
	2	15	13	2			15.9
	3	22	21	1			16.0
	4	17	13	4			15.5
	5	54	47	7			15.7
	6	7	7				16.0
	7	5	5				16.0
	構成比	100.0 %	88.3 %	11.7 %			—
医療職 (3)	計	101	78	23			15.5
	1						
	2	24	23	1			15.9
	3	30	24	6			15.6
	4	15	9	6			15.2
	5	29	19	10			15.3
	6	3	3				16.0
	構成比	100.0 %	77.2 %	22.8 %			—

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
- 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,702	円 318,653	歳 40.8	年 19.9	年 14.2	人 2,074	円 321,470	歳 37.6	年 17.1	年 14.0
1	960	190,783	23.8	3.2	14.0	328	209,846	22.4	2.9	13.4
2	683	239,585	30.9	9.4	14.7	332	253,451	28.5	7.8	14.3
3	529	303,623	38.7	17.7	14.2	403	293,803	34.4	13.5	14.3
4	986	368,265	46.3	25.8	13.7	548	368,147	43.7	22.7	14.2
5	936	392,747	51.6	30.8	14.2	345	411,344	49.3	28.8	13.9
6	250	405,012	54.1	32.8	14.7	51	426,984	52.0	31.6	13.8
7	252	431,676	55.5	33.9	15.0	40	437,157	55.8	36.0	13.5
8	74	460,804	56.6	34.4	15.6	17	453,005	56.1	37.8	12.1
9	29	498,800	57.7	35.3	16.0	10	472,940	57.3	37.7	13.2
10	3	526,400	53.3	31.3	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,206	円 372,919	歳 45.0	年 22.4	年 15.8	人 6,511	円 367,884	歳 45.4	年 23.0	年 15.9
1	190	291,582	40.5	18.9	14.2					
2	2,680	369,403	44.1	21.4	15.9	5,419	355,440	43.7	21.3	15.9
特2	87	432,335	56.3	33.7	16.0	157	412,200	51.0	28.6	15.8
3	160	441,881	52.3	29.6	16.0	500	422,295	52.6	30.2	16.0
4	89	470,398	57.2	34.5	16.0	435	444,376	56.4	33.9	15.9

平均給料額等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 191	円 354,247	歳 43.5	年 20.7	年 16.0	人 26	円 458,842	歳 43.1	年 18.6	年 17.9
1	10	200,750	23.9	1.4	16.0	1	320,100	28.0	5.0	18.0
2	54	275,490	31.0	8.4	16.0	13	387,561	32.7	7.8	18.0
3	96	389,283	48.1	25.1	16.0	3	496,333	45.3	22.0	18.0
4	27	427,592	57.4	34.7	16.0	9	564,722	59.1	34.6	17.8
5	4	465,250	58.3	35.8	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 120	円 336,090	歳 43.3	年 20.2	年 15.8	人 101	円 315,763	歳 39.5	年 17.0	年 15.5
1										
2	15	217,166	25.3	2.5	15.9	24	229,862	25.4	2.6	15.9
3	22	264,727	32.4	9.0	16.0	30	283,626	34.3	11.6	15.6
4	17	324,252	42.2	18.5	15.5	15	349,586	45.1	22.8	15.2
5	54	384,187	50.0	27.1	15.7	29	392,037	51.9	29.7	15.3
6	7	405,357	56.6	33.6	16.0	3	417,900	57.7	35.7	16.0
7	5	430,680	57.8	35.2	16.0					

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,548 (84,391)	円 323,313 (316,512)	人 1,984 (45,968)	円 321,254 (339,235)
1年未満		64 (2,908)	183,981 (188,985)	31 (947)	155,300 (153,969)
1年以上	2年未満	96 (3,479)	190,359 (194,481)	40 (815)	158,295 (159,771)
2年以上	3年未満	97 (3,330)	197,710 (201,926)	31 (851)	163,345 (164,361)
3年以上	5年未満	172 (6,131)	206,966 (214,365)	128 (1,645)	175,576 (176,131)
5年以上	7年未満	175 (5,643)	224,287 (230,726)	109 (1,110)	193,016 (192,679)
7年以上	10年未満	218 (6,175)	241,759 (252,126)	93 (1,025)	209,645 (208,883)
10年以上	15年未満	251 (9,238)	276,518 (293,155)	121 (1,310)	237,535 (242,694)
15年以上	20年未満	188 (11,890)	335,961 (339,103)	101 (2,357)	288,078 (284,072)
20年以上	25年未満	370 (12,849)	372,324 (371,931)	227 (3,377)	329,798 (323,336)
25年以上	30年未満	376 (12,311)	394,360 (396,669)	238 (8,370)	365,232 (360,602)
30年以上	35年未満	399 (8,233)	416,823 (405,682)	479 (10,678)	383,150 (379,709)
35年以上		142 (2,204)	437,338 (406,825)	386 (13,483)	401,535 (393,695)

- (注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分 給料表	扶養手当 受給職員数 (人)	受給者1人 当たりの 平均手当額 (円)	扶養親族数		
			子 (人)	子以外 (人)	計 (人)
計	7,132	20,554	10,375	3,584	13,959 [3,950]
行政職	1,907	19,770	2,554	1,125	3,679 [995]
公安職	1,180	20,550	1,766	757	2,523 [338]
教育職(1)	1,442	21,113	2,198	668	2,866 [829]
教育職(2)	2,432	20,956	3,642	936	4,578 [1,697]
研究職	91	19,747	114	62	176 [52]
医療職(1)	17	13,000	12	14	26 [2]
医療職(2)	45	19,011	61	19	80 [25]
医療職(3)	18	19,972	28	3	31 [12]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
 2 「計」欄の [] 内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平均 手当月額
旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 22	人 74	人 50	人 287	人 780	人 520	人 1,733	円 57,654

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
 3 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。
 4 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区分	給料表					計	単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	人		
計	11人	4,781人	1人	1人	4,794人	79人	
行政職	2	1,221	0	0	1,223	43	
公安職	0	353	1	0	354	14	
教育職(1)	0	976	0	0	976	13	
教育職(2)	9	2,124	0	1	2,134	9	
研究職	0	45	0	0	45	0	
医療職(1)	0	8	0	0	8	0	
医療職(2)	0	33	0	0	33	0	
医療職(3)	0	21	0	0	21	0	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区分	家賃額 区分	計	家賃額									
			12千円未満	12千円以上 13	15	17	19	21	23	25	27	29
公団・公営住宅	11人			1				1	3		1	
民間賃貸住宅	4,781人			2				3	2	6	6	
間借り	1人											
下宿	1人								1			
計	4,794人	0	0	3	0	0	3	1	6	6	7	
累計	人員	—人	0	0	3	3	3	6	7	13	19	26
	比率	—%	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	0.5
単身赴任職員の配偶者等の住宅		79人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

3 住居手当の支給状況

区分	借家・借間				単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円	小計	
受給者数・平均手当月額					
手当受給者数	7人	2,091人	2,696人	4,794人	79人
受給者1人当たりの平均手当月額	25,146円				13,049円

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
				1	1			3					
35	15	20	66	56	162	98	105	301	220	405	231	353	2,695
													1
35	15	20	66	57	163	98	105	304	220	405	231	353	2,696
61	76	96	162	219	382	480	585	889	1,109	1,514	1,745	2,098	4,794
1.3	1.6	2.0	3.4	4.6	8.0	10.0	12.2	18.5	23.1	31.6	36.4	43.8	100.0
			1		4			3	1	2	3	2	63

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	13,529 人	439 人	940 人	206 人	1,585 人
	行 政 職	3,311	261	701	164	1,126
	公 安 職	1,387	95	157		252
	教 育 職 (1)	2,753	49	32	25	106
	教 育 職 (2)	5,728	28	31	6	65
	研 究 職	173	2	5	7	14
	医 療 職 (1)	1	1			1
	医 療 職 (2)	103	2	6	2	10
	医 療 職 (3)	73	1	8	2	11

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	行 政 職	1,391 人	770	101	80	63	22	10	17	5	19		4	5	12
	公 安 職	271 人	196	26	20	11	3	2	3						1
	教育職(1)	254 人	43	6	3	11	4	5	4	3	6		5	4	5
	教育職(2)	131 人	40	6	3	5	3	2	2		2	1	2		2
	研 究 職	20 人	6					2	1	1	1	1			1
	医 療 職 (1)	1 人	1												
	医 療 職 (2)	20 人	9	1	2						1				2
	医 療 職 (3)	18 人	6	4											1
	計	2,106 人	1,071	144	108	90	32	21	27	9	29	2	11	9	24
累 計	人員	— 人	1,071	1,215	1,323	1,413	1,445	1,466	1,493	1,502	1,531	1,533	1,544	1,553	1,577
	比率	— %	50.9	57.7	62.8	67.1	68.6	69.6	70.9	71.3	72.7	72.8	73.3	73.7	74.9

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
10,828 人	43 人	552 人	11,423 人	372 人	10 人	139 人	521 人
1,495	21	404	1,920	157	3	105	265
996	13	107	1,116	15	1	3	19
2,479	5	15	2,499	125	4	19	148
5,580	4	13	5,597	58	2	6	66
148		5	153	5		1	6
80		3	83	7		3	10
50		5	55	5		2	7

36 }	38 }	40 }	42 }	44 }	46 }	48 }	50 }	55 }	60 }	65 }	70 }	75 }	80 }	85 }	90 }	95千円 }	95千円 以上
38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95		
2	3	2	1		2		77	10	88	22	17	37	13	4			5
							5	3	1								
1		2		1	2		11	5	55	20	14	32	7	2			3
	1	1				2	11	1	24	9	4	8	1	1			
								1	2								4
									2			1		2			
							1		1	3	1	1					
3	4	5	1	1	4	2	105	20	173	54	36	79	21	9			12
1,580	1,584	1,589	1,590	1,591	1,595	1,597	1,702	1,722	1,895	1,949	1,985	2,064	2,085	2,094	2,094	2,094	2,106
75.0	75.2	75.5	75.5	75.5	75.7	75.8	80.8	81.8	90.0	92.5	94.3	98.0	99.0	99.4	99.4	99.4	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ)により調査した。

3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具		距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
				未満	∪ 6	∪ 8	∪ 10	∪ 12	∪ 14	∪ 16	∪ 18	∪ 20	∪ 22
自動車			11,200 人	1,778	1,407	1,117	926	776	599	506	436	354	356
オートバイ等			53 人	21	15	13	2	1					
自転車			691 人	582	96	10		2		1			
計			11,944 人	2,381	1,518	1,140	928	779	599	507	436	354	356
累計	人員	— 人	2,381	3,899	5,039	5,967	6,746	7,345	7,852	8,288	8,642	8,998	
	比率	— %	19.9	32.6	42.2	50.0	56.5	61.5	65.7	69.4	72.4	75.3	

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表		料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
				未満	∪ 25	∪ 30	∪ 35	∪ 40	∪ 45	∪ 50	∪ 55	∪ 60	∪ 70	∪ 80	以上
計			201 人	59	19	26	35	40	9	4	5	3			1
行政職			45 人	9	6	7	11	10	1			1			
公安職			1 人				1								
教育職(1)			103 人	48	5	9	14	16	6	3	1	1			
教育職(2)			29 人	1	3	4	7	9	2		2				1
研究職			10 人		5	4						1			
医療職(1)			人												
医療職(2)			10 人	1		1	2	3		1	2				
医療職(3)			3 人			1	1	1							

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65 k m
∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	以上
302	260	245	189	212	150	162	133	134	301	189	155	101	83	329
						1								
302	260	245	189	212	150	163	133	134	301	189	155	101	83	329
9,300	9,560	9,805	9,994	10,206	10,356	10,519	10,652	10,786	11,087	11,276	11,431	11,532	11,615	11,944
77.9	80.0	82.1	83.7	85.4	86.7	88.1	89.2	90.3	92.8	94.4	95.7	96.6	97.2	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	55千円 未満	55千円 以上 ∪ 75千円 未満	75千円 以上	小計		4 k m 未満	4 k m 以上 ∪ 10 k m 未満	10 k m 以上 ∪ 20 k m 未満	20 k m 以上 ∪ 40 k m 未満	40 k m 以上 ∪ 60 k m 未満	60 k m 以上	小計	
計	人 1,702	人 283	人 121	人 2,106	円 23,194	人 2,381	人 3,586	人 2,675	人 2,144	人 746	人 412	人 11,944	円 9,654
行政職	1,195	137	59	1,391	20,463	730	521	356	337	146	95	2,185	9,237
公安職	267	4		271	11,291	330	386	202	171	41	5	1,135	7,236
教育職(1)	116	94	44	254	43,146	411	705	534	515	269	213	2,647	12,346
教育職(2)	83	38	10	131	34,932	857	1,894	1,505	1,062	261	84	5,663	8,908
研究職	13	3	4	20	35,359	23	49	37	29	17	4	159	11,292
医療職(1)	1			1	4,486								
医療職(2)	15	2	3	20	26,247	11	17	27	22	7	9	93	14,757
医療職(3)	12	5	1	18	30,548	19	14	14	8	5	2	62	10,025

(注) 1 交通機関等と交通用具の併用者については、それぞれの区分に計上している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 289	人 263	人 193	人 398	人 9	人 3	人 7	人 4	人 1,166
知事	247				9	3	7	4	270
教育委員会	34		193	398					625
本庁等	7		1	1					9
高等学校等	20		192	2					214
小・中学校	7			395					402
警察本部長	7	263							270
その他	1								1

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 289	人 263	人 193	人 398	人 9	人 3	人 7	人 4	人 1,166
30,000円 80km未満	41	105	23	120	1	1			291
36,000円 80km以上 100km未満	79	50	39	92	1	1	3	2	267
38,000円 100km以上 150km未満	140	97	96	150	7	1	3	1	495
40,000円 150km以上 200km未満	19	7	31	29			1	1	88
42,000円 200km以上 250km未満	3	2	3	6					14
44,000円 250km以上 300km未満		1	1	1					3
46,000円 300km以上 500km未満	2								2
54,000円 500km以上 700km未満	4	1							5
62,000円 700km以上 900km未満									
70,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
76,000円 1,100km以上 1,300km未満									
82,000円 1,300km以上 1,500km未満									
88,000円 1,500km以上 2,000km未満									
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上									

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第13表

再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8以上
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	156		1	122	24	2	1	2	4
公安職	52		2	16	34				
教育職 (1)	241	19	221	1					
教育職 (2)	268		268						
研究職	7		7						
医療職 (2)	2			1	1				
医療職 (3)	1					1			
計	727								

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	8		8					
教育職 (1)	9		9					
教育職 (2)	178		178					
研究職	1		1					
計	196							

2 職種別民間給与実態調査関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び他都道府県等の人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 475事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係職種12）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)の事業所を組織、規模、産業によって8層に層化し、これらの層から149事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は138事業所であり、その内訳は第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 集計

ア 調査実人員

2,990人（うち初任給関係職種161人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は2,677人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は10,854人であり、うち、行政職に相当するものは10,565人である。

イ 算出

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規	模 計			
産 業 計	事業所	計	事業所	事業所	事業所
	138		38	59	41
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0		0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	19		1	4	14
製 造 業	65		16	37	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	18		7	5	6
卸 売 業 ， 小 売 業	13		4	6	3
金 融 業 ， 保 険 業 、 不動産業，物品賃貸業	3		2	1	0
教育，学習支援業、 医療，福祉、サービス業	20		8	6	6

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が11所あった。

2 調査対象事業所149所から規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた148所に占める調査完了事業所138所の割合（調査完了率）は93.2%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	(729) 8	(54.0) 56.2	(766,149) 787,679	(2,502) 83	(763,647) 787,596
	工 場 長	(474) 4	(54.4) 55.0	(729,819) 622,508	(2,577) 517	(727,242) 621,991
	事 務 部 長	(14,092) 56	(53.0) 53.7	(711,958) 598,105	(2,864) 1,140	(709,094) 596,965
	技 術 部 長	(9,561) 28	(53.4) 51.3	(725,370) 562,478	(3,417) 3,794	(721,953) 558,684
	事 務 部 次 長	(5,269) 24	(51.8) 53.3	(673,856) 572,543	(5,873) 4,099	(667,983) 568,444
	技 術 部 次 長	(3,469) 11	(51.8) 50.3	(673,748) 552,286	(5,492) 405	(668,256) 551,881
	事 務 課 長	(28,825) 131	(49.5) 50.7	(600,209) 569,365	(13,783) 19,066	(586,426) 550,299
	技 術 課 長	(24,734) 88	(49.2) 48.5	(599,719) 543,961	(16,468) 13,298	(583,251) 530,663
	事 務 課 長 代 理	(11,559) 35	(46.6) 47.3	(558,486) 468,214	(56,041) 17,011	(502,445) 451,203
	技 術 課 長 代 理	(7,444) 27	(46.5) 52.4	(545,615) 536,334	(42,377) 7,049	(503,238) 529,285
	事 務 係 長	(30,339) 274	(45.0) 48.5	(481,262) 473,073	(56,258) 63,342	(425,004) 409,731
	技 術 係 長	(24,943) 160	(45.0) 46.2	(502,917) 485,502	(82,909) 82,598	(420,008) 402,904
	事 務 主 任	(26,175) 236	(42.2) 42.7	(405,763) 365,893	(50,096) 36,597	(355,667) 329,296
	技 術 主 任	(23,996) 127	(42.6) 43.3	(441,552) 386,122	(73,633) 46,962	(367,919) 339,160
	事 務 係 員	(107,721) 903	(36.9) 40.0	(337,376) 324,564	(40,784) 45,328	(296,592) 279,236
	技 術 係 員	(86,539) 572	(35.4) 35.9	(359,588) 370,240	(58,169) 72,017	(301,419) 298,223

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

3 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

4 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民間給与額等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種	電話交換手	(45)	(40.3)	(263,152)	(9,063)	(254,089)
		-	-	-	-	-
	自家用乗用自動車 運転手	(77)	(54.1)	(455,481)	(122,758)	(332,723)
		6	50.6	315,182	10,259	304,923
教育関係職種	守衛	(435)	(48.3)	(383,700)	(74,988)	(308,712)
		-	-	-	-	-
	用務員	(120)	(54.4)	(267,076)	(10,616)	(256,460)
		-	-	-	-	-
教育関係職種	大学学長・ 副学長・学部長	(351)	(60.4)	(834,906)	(1,564)	(833,342)
		5	66.5	840,630	2,500	838,130
	大学教授	(2,532)	(56.8)	(733,998)	(9,437)	(724,561)
		21	59.3	607,709	1,190	606,519
	大学准教授	(1,985)	(48.7)	(604,317)	(8,913)	(595,404)
		16	51.4	510,241	0	510,241
	大学講師	(1,272)	(44.1)	(516,170)	(4,242)	(511,928)
		19	48.0	458,226	0	458,226
	大学助教	(688)	(38.2)	(447,693)	(4,224)	(443,469)
		24	41.1	381,630	0	381,630
教育関係職種	高等学校校長	(48)	(60.6)	(779,253)	(5,002)	(774,251)
		-	-	-	-	-
	高等学校教頭	(201)	(54.9)	(648,149)	(7,700)	(640,449)
		5	52.9	407,220	0	407,220
	高等学校主幹教諭	(38)	(48.1)	(510,689)	(12,429)	(498,260)
教育関係職種		-	-	-	-	-
	高等学校指導教諭	(3)	(54.8)	(539,307)	(0)	(539,307)
		-	-	-	-	-
	高等学校教諭	(2,396)	(44.0)	(497,081)	(8,518)	(488,563)
		15	41.9	321,909	14,643	307,266
研究関係職種	研究所長	(62)	(54.7)	(856,124)	(56)	(856,068)
		-	-	-	-	-
	研究部(課)長	(1,174)	(50.5)	(703,016)	(6,360)	(696,656)
		3	43.1	547,998	59,350	488,648
	研究室(係)長	(1,008)	(46.4)	(611,219)	(19,106)	(592,113)
		-	-	-	-	-
研究関係職種	主任研究員	(2,156)	(44.1)	(541,392)	(30,431)	(510,961)
		X	49.5	475,187	29,016	446,171
	研究員	(3,317)	(35.7)	(417,931)	(44,592)	(373,339)
		25	40.6	348,376	32,217	316,159
研究関係職種	研究補助員	(416)	(34.2)	(326,951)	(38,759)	(288,192)
		7	50.9	370,275	20,456	349,819

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

第16表

公民給与の比較における対応関係

職員	民間事業所		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 50人以上100人未満
行政職給料表	支店長、工場長、部長、部次長		
10級及び9級			
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	支店長、工場長、部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 194,638	円 200,712	円 188,233	円 192,680
	短大卒	169,117	X	X	174,667
	高校卒	162,980	163,741	X	X
新卒技術者	大学卒	212,219	218,665	201,283	-
	短大卒	167,487	X	163,946	-
	高校卒	164,414	170,852	164,682	156,000
新卒事務員・技術者計	大学卒	201,530	209,275	193,416	192,680
	短大卒	168,545	X	159,979	174,667
	高校卒	164,190	167,748	165,022	154,480

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で183,800円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で164,500円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で151,900円である。

第18表

民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況			採用なし %
		採用あり %	初任給の改定状況				
			増額 %	据置き %	減額 %		
大学卒	規模計	10.9	31.5	68.5	0.0	89.1	
	500人以上	16.2	31.7	68.3	0.0	83.8	
	100人以上 500人未満	11.2	40.7	59.3	0.0	88.8	
	50人以上 100人未満	5.0	0.0	100.0	0.0	95.0	
高校卒	規模計	15.3	45.2	54.8	0.0	84.7	
	500人以上	10.3	66.8	33.2	0.0	89.7	
	100人以上 500人未満	22.3	44.5	55.5	0.0	77.7	
	50人以上 100人未満	10.0	25.0	75.0	0.0	90.0	

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		69.8%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		62.4%
家 族 手 当 制 度 が な い		30.2%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	11,529円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,080円
	配 偶 者 と 子 2 人	23,435円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は89.5%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規 模 計	35.7	64.3	37.4	62.6	42.3	57.7
500人以上	44.9	55.1	45.0	55.0	53.5	46.5
100人以上 500人未満	30.5	69.5	29.7	70.3	34.8	65.2
50人以上 100人未満	34.1	65.9	41.9	58.1	41.6	58.4

第21表

在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
40.0%	(20.0%)	(80.0%)	60.0%

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第22表

在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
16.0%	84.0%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

3 生計費及び労働経済指標関係

令和4年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

3 算定結果

算定結果は、第23表に示すとおりである。

第23表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
費目					
食料費	30,630	38,820	49,720	60,620	71,520
住居関係費	44,410	78,760	62,850	46,940	31,030
被服・履物費	5,260	3,630	5,680	7,730	9,780
雑費Ⅰ	15,930	26,190	37,650	49,120	60,570
雑費Ⅱ	7,260	13,410	15,940	18,470	21,000
計	103,490	160,810	171,840	182,880	193,900

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国との比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	30,630	(98.7)	31,020	(100.0)
住居関係費	44,410	(99.3)	44,710	(100.0)
被服・履物費	5,260	(91.0)	5,780	(100.0)
雑費Ⅰ	15,930	(70.4)	22,620	(100.0)
雑費Ⅱ	7,260	(70.1)	10,350	(100.0)
計	103,490	(90.4)	114,480	(100.0)

(注) ()内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 \ 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.469	0.600	0.732	0.863
住居関係費	1.332	1.063	0.794	0.525
被服・履物費	0.285	0.446	0.607	0.768
雑費 I	0.258	0.371	0.484	0.598
雑費 II	0.324	0.385	0.446	0.507

(注) この換算乗数は、令和3年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第24表

労働経

項目				年 月				
				令和3年 4月	5月	6月	7月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きま つて 支 給 す る 給 与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	300,317	294,857	297,175	297,740
				前年同月比(%)	1.7	2.9	2.4	2.1
			うち所定内給与	金額(円)	275,920	272,097	274,365	274,013
			前年同月比(%)	1.2	1.5	1.0	1.0	
		うち所定外給与	金額(円)	24,397	22,760	22,810	23,727	
			前年同月比(%)	7.6	23.5	23.0	16.7	
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	256,719	252,141	255,119	257,488	
				前年同月比(%)	2.4	3.7	3.1	3.7
			うち所定内給与	金額(円)	233,847	230,512	233,322	234,455
			前年同月比(%)	1.5	2.1	0.8	1.1	
		うち所定外給与	金額(円)	22,872	21,629	21,797	23,033	
			前年同月比(%)	12.4	25.1	36.3	40.2	
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	150.4	136.0	146.9	146.9	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.1	11.1	11.4	11.9	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	157.5	145.3	155.3	156.1	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.0	11.6	11.4	12.5	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	338,638	317,681	281,173	302,774	
			前年同月比(%)	11.5	13.1	△ 5.8	4.9	
		東京都区部	金額(円)	434,773	380,251	300,846	339,435	
			前年同月比(%)	34.1	25.7	△ 6.6	1.6	
		盛岡市	金額(円)	425,116	326,323	296,280	268,342	
			前年同月比(%)	39.0	28.4	6.4	△ 13.4	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	
		東京都区部	前年同月比(%)	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.4	
		盛岡市	前年同月比(%)	△ 0.6	△ 0.3	0.3	0.7	
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	3.7	4.9	5.2	5.8
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	△ 0.3	0.2	0.0	△ 0.1	
		岩手県	前年同月比(%)	△ 2.2	△ 2.4	△ 2.0	△ 3.0	
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	2.8	2.9	2.9	2.8
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1.09	1.10	1.13	1.14	
		岩手県	倍率(倍)	1.16	1.18	1.21	1.23	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

济 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	令和4年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
295,048	296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905	301,194	304,007
1.7	1.6	1.2	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.1	2.3
271,923	273,619	275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865	277,201	280,002
1.1	1.0	0.9	1.0	0.7	1.7	2.0	1.9	2.2	1.9	2.1
23,125	22,728	23,446	24,148	24,849	24,198	24,363	25,036	26,040	23,993	24,005
9.8	8.8	5.4	4.9	7.4	5.2	6.3	5.7	6.7	5.4	5.2
255,194	253,367	255,346	256,485	260,208	258,000	251,969	259,123	259,595	259,887	259,627
3.3	1.9	2.3	2.1	1.9	2.8	△ 0.3	2.0	1.1	3.1	1.8
231,173	231,036	233,281	234,331	236,642	234,541	229,391	234,046	235,875	237,923	238,213
1.1	0.5	1.5	1.6	2.2	3.0	△ 0.3	0.7	0.9	3.2	2.1
24,021	22,331	22,065	22,154	23,566	23,459	22,578	25,077	23,720	21,964	21,414
30.0	18.4	11.7	7.3	△ 0.5	0.8	△ 1.1	16.0	3.7	1.5	△ 1.8
135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6	149.6
10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7	12.1
147.0	148.6	152.9	153.2	153.4	144.0	141.2	150.3	152.2	143.4	153.6
12.3	10.9	11.5	11.9	12.6	12.8	12.1	12.4	12.4	11.5	11.2
294,112	295,779	312,658	304,207	344,135	314,358	285,289	343,686	344,126	314,979	300,489
△ 3.4	△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	△ 0.9	6.9
323,704	336,376	361,698	340,015	406,893	364,079	287,780	348,959	376,903	315,880	298,750
△ 7.0	△ 3.6	△ 10.8	△ 9.7	1.3	7.5	△ 13.6	△ 17.5	△ 13.3	△ 16.9	△ 0.7
293,636	267,593	270,143	269,816	341,248	303,657	290,079	334,430	283,727	360,715	280,560
△ 2.7	△ 16.3	2.7	△ 7.8	10.5	2.3	7.6	△ 8.8	△ 33.3	10.5	△ 5.3
△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5	2.4
△ 0.4	0.3	0.1	0.5	0.8	0.6	1.0	1.3	2.4	2.4	2.3
0.8	0.8	0.6	0.9	0.6	0.2	0.6	1.2	2.3	2.7	2.3
5.9	6.5	8.3	9.2	8.7	8.9	9.4	9.3	10.0	9.3	9.4
△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6
△ 1.8	△ 2.7	△ 3.1	△ 2.7	△ 1.7	0.0	△ 1.3	△ 0.3	0.3	2.8	2.7
2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6
1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27
1.25	1.24	1.25	1.25	1.28	1.32	1.37	1.35	1.34	1.29	1.31